

畜産農家 各位

大崎市長 伊藤 康志  
(公印省略)

宮城県の牛の出荷制限の一部解除について (通知)

日頃より本市の畜産振興につきましては、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成23年7月28日付け内閣総理大臣の指示により、宮城県全域の牛の出荷制限がされておりましたが、8月19日付け内閣総理大臣の指示により、裏面のとおり宮城県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛については、出荷制限の一部解除となりましたので対応方をお願い申し上げます。

なお、今後も情報を共有している宮城県、大崎市、貴殿が所属するJAや酪農協等に、随時最新情報を確認いただき、ご対応いただきたくお願い申し上げます。不明な点がございましたら、下記にご相談ください。

記

宮城県の出荷・検査方針の概要

(1) 全戸検査 (一戸一頭検査)

事故後稲わら等未利用の農家が対象。一頭目の出荷の際に検査を実施し、放射性セシウムが50ベクレル/kg以下の場合は県内外のと畜場に3ヶ月間出荷可能。

繁殖・酪農農家については、事故後稲わらの利用状況確認後検査開始。

(2) 全頭検査

事故後稲わら等利用した農家などが対象。肥育農家の一戸一頭検査が終了後検査開始。但し、稲わらの調査結果と放射性セシウムの生物的半減期を基に出荷時期を検討。

【損害賠償について】

「原子力損害の賠償に関する法律」に基づく損害賠償に備えて、飼料生産に係る作業日誌や代替飼料等の購入伝票・領収書、家畜の飼養日誌など損害が証明できる資料を保管してください。なお、6月13日にJA宮城中央会、JA及び酪農協等で構成する「JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策宮城県協議会」が設立されております。今後については、所属する各JA及び酪農協等へご相談ください。

担当 産業経済部農林振興課 農業経営係 係長 安部祐輝 主査 福原貴之 TEL 0229-23-7090 FAX 0229-23-7578 e-mail nourin@city.osaki.miyagi.jp
---

平成23年8月19日  
厚生労働省  
農林水産省

## 宮城県の牛の出荷制限の一部解除について

1 宮城県で飼養されている牛の出荷制限（平成23年7月28日付け原子力災害対策本部長指示）については、以下の出荷・検査方針を前提とする宮城県からの一部解除の申請を踏まえ、平成23年8月19日、放射性物質の検査を受け暫定規制値以下となった肉の販売など、その一部が解除されたところ。

## 2 宮城県の出荷・検査方針の概要

### （1）適切な飼養管理の徹底

以下の措置について、宮城県が責任を持って管理する。

- ① 汚染稲わらについて、処分までの間、清浄な稲わらと明確に区分して管理し、管理状況について定期的に巡回し確認
- ② 当該汚染稲わらについては、利用停止と隔離を確実にを行うため、畜舎・住居から離れた場所において、スプレー等の着色、ブルーシート等による被覆、封印等を実施
- ③ 飼養状況確認検査の継続（3ヶ月ごと）

### （2）全頭検査

- ① 汚染稲わらを給与した牛の飼養農家や汚染稲わらについての立入調査未実施農家等については、全頭検査を実施
- ② 対象牛については原則自県内でと畜・検査。ただし、他県で全頭検査できる場合は県外出荷も可能

### （3）全戸検査

- ① 全頭検査対象農家以外の農家は、初回出荷について自県内でと畜して1頭以上を検査
- ② ①による検査結果がすべて50Bq/kg以下となった農家は、2回目以降は県外も含めと畜場への出荷が可能（3ヶ月間）

（4）具体的な出荷計画の作成手続、検査手続、検査結果通知書の発行等

# 出荷制限解除後の放射性物質検査について

平成23年8月25日現在

## ○検査スケジュールについて

- ①出荷は肥育牛飼養農家から行う
- ②県は立ち入り検査の結果にあわせ、放射性物質検査(以下「検査」)の検査区分「全頭検査(全頭検査対象農家)」か「一戸一頭検査(全戸検査対象農家)」を肥育牛飼養農家に通知
- ③出荷停止解除後、県産牛の検査を開始(注1)
- ④検査は事故稲わら等(注2)を利用していない牛から一戸一頭検査の実施
- ⑤事故後稲わら等を利用した牛については一戸一頭検査後検査を開始
- ⑥食肉検査に係る検査機関との調整は県が実施

### 【スケジュール】

	出荷制限解除後	1戸1頭検査(肥育牛飼養農家)終了後
①事故後稲ワラ等(注2)を未利用の牛 [全戸検査対象農家]	一戸一頭検査	2頭目以降の検査(注3) 定期的に一戸一頭検査及び再検査
②事故後稲ワラ等(注2)を利用した牛 [全頭検査対象農家]		全頭検査(注3)

注1：宮城県が最終飼養地でかつ6ヶ月以上したもの優先的に実施予定

注2：放射性セシウム300Bq/kg（食肉に供する牛に給与できる粗飼料の暫定基準値）以上のもの

注3：出荷計画調整協議会で出荷牛の調整

## ○検査牛の調整について

(一戸一頭検査開始時)

- ①県は生産者がどの出荷組合に所属するか調査し、名簿を作成する
- ②確認後、組合別戸数を集計し、全農系統、系統外の戸数割合を食肉市場および流通公社に通知
- ③食肉市場および流通公社で検査頭数(出荷枠)を戸数割合で調整
- ④出荷組合等はその検査頭数に応じて、出荷牛を調整
- ⑤と畜体からサンプルを入手、検査後、その結果を受けて県は検査結果通知書を発行

(一戸一頭検査終了後の全頭検査)

- ⑥平成22年度の出荷割合に応じ、食肉市場および流通公社で検査頭数(出荷枠)を調整
- ⑦出荷組合等はその検査頭数に応じて、出荷牛を調整(出荷計画の作成)
- ⑧出荷計画調整協議会で出荷計画の調整、確定を実施

(一戸一頭検査もれの検査、再検査(50超~500Bq/kg))

- ⑨定期的に検査日を設定し、出荷牛を調整

